

別表 (徴収金額表)

世帯の区分		徴収月額	加算月額
A 世帯	世帯を構成する未熟児又はその扶養義務者（当該未熟児と世帯を一にしない扶養義務者であつて、現に当該未熟児を扶養しているものを含む。以下「構成員」という。）のいずれかが生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項の規定による支援給付を受ける者である世帯（市長が定めるものを除く。以下「被保護世帯等」という。）	円 0	円 —
B 世帯	被保護世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）	2,600	260
C 世帯	世帯構成員のいずれかが当該年度分の市町村民税を課せられている構成員の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯	5,400	540
D 1 世帯	等度分の市町村民税を課せられている世帯	7,900	790
D 2 世帯	の所得割合計額が 15,001 円以上 21,000 円以下である世帯	10,800	1,080
D 3 世帯	世帯所得割合計額が 21,001 円以上 51,000 円以下である世帯	16,200	1,620
D 4 世帯	所得割合計額が 51,001 円以上 87,000 円以下である世帯	22,400	2,240
D 5 世帯	所得割合計額が 87,001 円以上 171,300 円以下である世帯	34,800	3,480
D 6 世帯	所得割合計額が 171,301 円以上 252,100 円以下である世帯	49,400	4,940

D 7 世帯	所得割合計額が 252,101 円以上 342,100 円以下である世帯	65,000	6,500
D 8 世帯	所得割合計額が 342,101 円以上 450,100 円以下である世帯	82,400	8,240
D 9 世帯	所得割合計額が 450,101 円以上 579,000 円以下である世帯	102,000	10,200
D10 世帯	所得割合計額が 579,001 円以上 700,900 円以下である世帯	123,400	12,340
D11 世帯	所得割合計額が 700,901 円以上 849,000 円以下である世帯	147,000	14,700
D12 世帯	所得割合計額が 849,001 円以上 1,041,000 円以下である世帯	172,500	17,250
D13 世帯	所得割合計額が 1,041,001 円以上 1,222,500 円以下である世帯	199,900	19,990
D14 世帯	所得割合計額が 1,222,501 円以上 1,423,500 円以下である世帯	229,400	22,940
D15 世帯	所得割合計額が 1,423,501 円以上である世帯	全額	全額の 10 分の 1 に相当する額。ただし、その額が 26,300 円に満たない場合は、26,300 円

1 この表にかかる細目は、特に記載のない限り大阪市母子保健法施行細則別表の備考に定めるところによる。

2 徴収金額の決定の特例

(1) 入院期間が、1 カ月未満のものについては、徴収月額又は加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15 世帯を除く。)

$$\text{月額} \times \text{その月の入院期間} / \text{その月の実日数}$$

(2) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(3) 児童に民法第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収金額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収金額を決定するものとする。

3 世帯区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

4 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱をして差し支えないものとする。